

農地に関する Q & A

Q1 農地を売買したいのですが、
どんな手続きが必要ですか？

A 耕作を目的に農地を売買する場合には、農地法第3条による農業委員会への許可申請が必要です。このため、農地を譲り渡す方・譲り受ける方の連名で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、経営農地をすべて耕作するなど農地法第3条第2項の許可要件を満たしていないと許可できません。

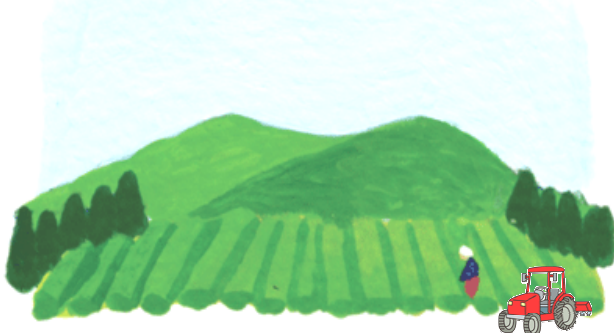
このほか、**幕別町農業振興公社**が行う農地利用集積円滑化事業による売買の方法もあります。

Q2 農地を貸し借りしたい場合は、
どんな手続きが必要ですか？

A 農地を貸し借りするには、売買と同様に農地法第3条の規定による許可申請が必要です。

このほか農業経営基盤強化促進法に基づき利用権を設定する方法があります。この制度では幕別町農業振興公社が利用調整を行い、契約に際しては公社が貸し手と借り手の間に入りますので安心して貸し借りを行えます。契約期間が終了する前には公社から双方へお知らせしますので、そのときに継続するかなど話し合いにより決めることができます。

※正規の手続きをしていない農地の貸し借り（いわゆる「ヤミ小作」）をしている農地については、利用権設定の手続きをしていただくようお願いいたします。口約束のみでの農地の貸し借りはトラブルの元となり、万が一の場合、権利が主張できません



Q3 農地を貸し借りしていましたが都合により解約することになりました。
どんな手続きが必要ですか？

A 貸し借りをしている農地を解約する場合は、貸している方、借りている方の双方の合意による合意解約書の届出が必要となります。農業委員会へ提出をお願いします。

Q4 農地を相続する場合でも農地法の許可が必要でしょうか？

A 相続は一般の売買、賃借等のように権利の設定や移転のための法律行為でないことから、農地法第3条の許可の対象にはなりません。

ただし、農地法の改正（平成21年12月15日施行）により、相続や時効取得で農地の権利を取得する場合は、その権利取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に農業委員会に届け出をしていただくこととなりました。

Q5 農地の相続を受けた場合、相続税の猶予制度があると聞いたのですが？

A 農業を営んでいた被相続人または特定貸付け（農業経営基盤強化促進法の規定による貸付け）を行っていた被相続人から相続人が一定の農地等を相続し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、農地等の価格のうち一定の相続税額については、その相続した農地等について相続人が農業を営んでいるまたは特定貸付けを行っている限り、その納税が猶予されます。

納税猶予の特例を受けるためには、相続税の申告書を期限内に提出するとともに、相続税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類など一定の書類を添付することが必要です。